

2025年10月23日

株 主 各 位

本社所在地：東京都墨田区横網一丁目10番5号

堀田丸正株式会社

取締役社長 上 杉 隼 土

臨時株主総会の招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.hotta-marusho.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集通知」「臨時株主総会の招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認下さい。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「当社名」または「コード」に当社証券コード「8105」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年11月10日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月11日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都墨田区横綱一丁目6番1号
国際ファッションセンター10階 Room 10A
(前回と同じ建物ですが、階および会場が異なりますので、
末尾の「会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないように
ご注意ください。)

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する議決権制限付
株式ユニット（RSU）による事後交付型株式報酬制度の導入に伴
う報酬決定の件
第3号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年11月10日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送下さい。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2025年11月10日（月曜日）午後5時45分までに行使して下さい。なお、2025年11月1日（土）午前5時～11月4日（火）午前5時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。

(3) インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。なお、2025年11月1日（土）午前5時～11月4日（火）午前5時の間はシステムメンテナンスを実施するため、インターネット（「スマート行使[®]」を含む）による議決権行使の取扱いを休止させていただくこととなりました。インターネットにより議決権を行使される場合には、メンテナンス日時を避けてご利用いただきますようお願い申し上げます。株主の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

（1）パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

●バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」

を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



（2）スマートフォンをご利用の方

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は2025年11月10日（月曜日）午後5時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社にお持ちの株主様
証券会社にお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社の口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社の経営体制を強化し、ビットコイン・トレジャリー事業拡大の速度を上げ、より一層の中長期的な企業価値の向上を図るため、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。なお、取締役のうち上杉隼士氏、木村仁美氏及び中田剛史氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、本総会後の取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	Phillip Lord (フィリップ ロード) (1974年5月9日生) ※新任	1994年1月 Capital Group 1996年1月 HSBC Global Banking and Markets 1999年1月 Nomura, Managing Director 2008年10月 CLSA, Managing Director 2010年10月 Jefferies, Managing Director 2013年10月 Queen Street Capital, Managing Director 2016年9月 Fatfish Internet Group, Managing Director 2018年1月 Pimlico Partners, Co-Founder 2020年1月 LUNA PR, Non Executive Director (現任) 2023年2月 Oobit, President 2024年1月 Lord Investments Group, Founder 2025年5月 Oobit, Non Executive Director (現任) 2025年5月 Bakkt Holdings, Inc., President of International (現任) 2025年8月 当社執行役員CEO (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 フィリップ・ロード氏は、金融機関での職務を経て投資事業に従事した後、ビットコインその他のデジタル資産のプラットフォーム事業等を営み、当会社の株式を約30%間接的に保有するニューヨーク証券取引所上場会社であるBakkt Holdings, Inc.のPresident of Internationalを務めており、企業経営、金融及びデジタル資産の経験・知見が豊富であります。また、同氏は既に当社執行役員CEOとして当社の運営に貢献しており、特に、ビットコイン・トレジャリー事業拡大の速度を上げ、より一層の中長期的な企業価値の向上を図る上で、適切な取締役候補者であると判断いたしました。そこで、取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	Akshay Naheta (アクシェイ ナヘタ) (1981年 7月23日生) ※新 任	2005年 6月 Deutsche Bank, Head of Principal Strategies 2011年 1月 Knight Assets & Co., Founder & Managing Partner 2017年 1月 SoftBank Investment Advisers, Managing Partner 2020年 6月 SoftBank Group, Senior Vice President, Investments 2023年 1月 Distributed Technologies Research, Founder & CEO (現任) 2025年 3月 Bakkt Holdings, Inc., CEO and President (現任)	一株
	【取締役候補者とした理由】 アクシェイ・ナヘタ氏は、Bakkt Holdings, Inc.のCEO (Chief Executive Officer) であり、取締役会の構成員であります。 同氏の職歴は、同氏が2005年から2010年まで勤務したDeutsche Bank AGにおいて始まりですが、同社においては、最終の役職はHead of Principal Strategiesでありました。同役職において、同氏は、複数のグローバルな資産クラスにわたる自己勘定取引及びストラクチャード・トランズアクションの管理を担当しておりました。その後、同氏は、2011年に、裁定取引及び価値志向の戦略を専門とする投資管理会社であるKnight Asset & Co.を設立しております。 また、同氏は、2017年 1月から2022年 5月まで、ソフトバンクグループで様々な要職を務めております。そのうち直近のものは、Senior Vice President, Investmentsの職であり、ソフトバンクの創業者かつソフトバンクグループ株式会社の代表取締役である孫正義氏直属の役職でありました。同氏は、同社において、ARM、Autol、Nvidiaを含む重要性の高い複数のテクノロジー投資の統括に尽力いたしました。 その後、同氏は、Bakktに加わる前の2023年 1月、世界中の企業や消費者のために資金が動く仕組みの構築と変革を目指した、プログラム可能な金融に焦点を置いた会社であるDistributed Technologies Research (DTR) を設立しました。DTRの技術は全ての構成要素がゼロから構築されており、今後数十年にわたって金融サービスを強化することに特化したものとなっております。なお、BakktとDTRは、同氏のBakkt Co-CEOへの就任に伴い、2025年 3月に協業契約を締結しております。 同氏は、マサチューセッツ工科大学において電気工学及びコンピューター・サイエンスの修士号を、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校で電気工学の学士号 (最優秀成績) を取得しております。 その学問及び職業キャリアを通じて、同氏はそのリーダーシップ並びに戦略的及びビジネス上の洞察力で広く認知されております。2020年には、世界経済フォーラムのヤング・グローバル・リーダーズに選出され、またフォーチュン誌のビジネスにおいて最も影響力のある若きリーダーを選出する「40アンダー40」にも名を連ねました。また、同氏は、イリノイ大学から、Young Alumni Achievement Awardを授与されております。 このように、同氏は、その学問及び職業キャリアに基づき、企業経営、金融、法律・ガバナンス、財務会計、テクノロジー及びデジタル資産の経験・知見が豊富であります。特に、ビットコイン・トレジャリー事業拡大の速度を上げ、より一層の中長期的な企業価値の向上を図る上で、適切な取締役候補者であると判断いたしました。そこで、取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
3	栗津 信哉 (あわづ しんや) (1971年3月11日生) ※新 任	2007年3月 タケオニシダ・ジャパン(株)入社 2013年4月 吸収合併により当社タケオニシダ事業部 2016年4月 当社経営企画本部部長 2022年4月 当社執行役員経営企画室長 2023年4月 当社執行役員きもの事業部長 2024年6月 当社執行役員第3グループ事業部長兼経営企 画室長 (現任)	15,055株
	【取締役候補者とした理由】 栗津信哉氏は、当社の執行役員としてきもの事業及び新規事業などを管掌しており、豊かな経験と実績を有しております。また、百貨店取引などで培った知見を活かすとともに経営企画の経験により、既存事業の中長期的な成長を推進する上で、適切な取締役候補者であると判断いたしました。そこで、取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. フィリップ・ロード氏及びアクシェイ・ナヘタ氏は、当社のその他の関係会社及び主要株主であるBakkt Opco Holdings, LLC の完全親会社であるBakkt Holdings, Inc. の役員を兼任しております。その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、アクシェイ・ナヘタ氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
3. 今回の株主総会において、新たな取締役が選任されることを条件として、現在の取締役の上杉隼士氏、木村仁美氏及び中田剛史氏は辞任される予定です。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を締結しております。
- ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
 - ・被保険者の職務の適正性が損なわないようにするために、被保険者による犯罪行為等に起因する損害補償については、補償の対象外となっております。
 - ・各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式ユニット（RSU）による事後交付型株式報酬制度の導入に伴う報酬決定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」といいます。）による事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、2022年6月28日開催の当社第118回定時株主総会において、当社の対象取締役の報酬額は月額2,000万円（年額2億4,000万円）以内として、承認をいただいておりますが、本制度に係る報酬枠は、上記の報酬枠とは別枠といたします。

また、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数の上限は500万株とされているものの、本制度に基づき対象取締役に対して当社普通株式を発行又は処分する際の割当株式数は、当該割当株式数と当該発行又は処分より前に本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分した当社普通株式数の合計数が、当該発行又は処分の直前時点の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の0.25%を超えない範囲に設定することから潜在的な希薄化率も軽微であるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

当社は、グループ役員報酬決定に関する基本方針を定めておりますが、本議案の承認可決を条件として、その内容を、後述の＜ご参考＞のとおり変更することを予定しております。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合、当社の執行役員、その他従業員に対しても、本制度と同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度に係る報酬の額及び具体的な内容

(1) 制度の概要

本制度は、対象取締役に対して当社取締役会が定める数のRSUを付与し、当社取締役会が定める継続勤務期間の終了後に、継続勤務期間中に継続して当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の地位にあったことその他当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、権利確定したRSUに応じて定まる数の当社普通株式の交付を行う株式報酬制度です。当社普通株式の交付に際して、対象取締役には、権利確定したRSUの数と同数の

当社普通株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を会社に現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分いたします。なお、本臨時株主総会による決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて当社が発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、対象取締役に交付する当社普通株式数は、かかる分割比率又は併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

取得した当社普通株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の金額及び割当株式数の上限

本制度に基づき対象取締役に對して発行又は処分する当社普通株式の総数は、500万株を上限といたします。また、本制度に基づき対象取締役に對して当社普通株式を発行又は処分する際の割当株式数は、当該割当株式数と当該発行又は処分より前に本制度に基づき対象取締役に對して発行又は処分した当社普通株式数の合計数が、当該発行又は処分の直前時点の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の0.25%を超えない範囲に設定するものといたします。

但し、本臨時株主総会による決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて当社が発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、この上限数は、かかる分割比率又は併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

また、本制度に基づき対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、対象取締役に對して発行又は処分する当社普通株式の総数に、下記(4)に規定する1株当たりの払込金額を乗じた額とします。

(3) 本制度に基づき割り当てる当社普通株式の数及び支給する金銭報酬債権の額の算定方法

当社は、対象取締役に付与するRSUの数を当社取締役会にて決定し、継続勤務期間の終了後、対象取締役が継続勤務期間中に継続して当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の地位にあったことその他当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、権利確定したRSU 1単位につき当社普通株式1株に相当するものとして、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を決定します。また、各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額は、対象取締役に交付される当社普通株式の数に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

(4) 1株当たりの払込金額

本制度に基づき対象取締役割り当てられる当社普通株式1株当たりの払込金額は、当該割当てのために行う当社普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近営業日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において、当社取締役会において決定する額とします。

(5) 金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の割当てに関する条件

当社は、継続勤務期間の終了後、対象取締役が継続勤務期間中に継続して当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の地位にあったことその他当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、各対象取締役に当社普通株式を交付します。

但し、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、継続勤務期間が満了する前に当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の地位を退任した場合は、当社取締役会は、権利確定するRSUの数、交付される当社普通株式の数、支給される金銭報酬債権の額並びにこれらの交付及び支給の時期を、必要に応じて合理的に調整します。

(6) RSUの消滅事由等

対象取締役において当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合、当社は、当該対象取締役に付与したRSUについて、権利未確定の部分の全部又は一部を消滅させることができるものとし、権利確定済みの部分については、かかる事由又はその原因となる行為が当該RSUの権利確定前に存在していたことが判明した場合において当社取締役会が相当と認めたときは、対象取締役に対して、かかるRSUに関して交付した当社普通株式の全部又は一部を無償で返還させることができるものとします。

(7) その他

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社は、当社取締役会の決議に基づき、合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編行為等の相手方の株式を交付することができます。

＜ご参考＞

当社は、第2号議案の承認可決を条件として、以下のとおりグループ役員報酬決定に関する基本方針を変更いたします。

a. 基本方針

当社グループ取締役報酬決定に関する基本方針とします。

1. Bitcoin Japanグループの業績及び企業価値の維持、向上を重視した報酬とする。
2. 業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を確保、維持できる報酬水準とする。
3. 説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とする。

b. 基本報酬（固定報酬）及び株式報酬に関する方針

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬

基本報酬の水準は他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については業績、役割や責務を勘案して決定する。

株式報酬については、上記に加えて、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主との価値共有の観点も勘案して決定する。

2. 取締役（監査等委員）報酬

常勤、非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して決定する。

c. 業績連動報酬等（賞与）に関する方針

賞与総額は当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については単年度の連結業績、担当部門業績及び当該取締役の貢献度合いに応じて支給するものとする。但し、単年度の業績等から下限は不支給とする。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）：固定報酬（基本報酬）、株式報酬及び業績連動報酬（賞与）で構成する。但し、社外取締役、非常勤取締役については監督機能強化の観点から基本報酬及び株式報酬のみで構成する。

監査等委員である取締役：企業の業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、固定報酬（基本報酬）のみで構成する。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等（株式報酬を除く。）は、株主総会で承認された額の範囲内で、原則として毎年6月の定例取締役会までに報酬委員会で審議、答申後、定時株主総会後の臨時取締役会で審議され決定する。また、当該報酬の支給開始時期は原則として毎年6月からとする。監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で承認された額の範囲内で監査等委員会の協議において決定する。

取締役の個人別の報酬等のうち取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与される株式報酬は、原則、取締役会が定める継続勤務期間の終了後に、継続勤務期間中に継続して当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあったことその他当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、報酬委員会の審議を踏まえ、付与される。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、取締役会で定める一定の非違行為があったことその他取締役会において定める事由に該当する場合には、報酬委員会の審議を踏まえ、取締役会において、未確定の株式報酬を付与される権利の全部若しくは一部を消滅させるか否か、又は株式報酬の全部若しくは一部の無償返還を請求するか否かを決定することができる。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置する。報酬委員会は、社外取締役及び監査等委員で構成され、審議の客観性を確保するために委員長は社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容について審議、答申を行う。

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定し、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから、一定の金額の基本報酬及び株式報酬を設定する。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 商号の変更および事業目的の追加

・変更の目的：当該新規事業を展開する企業としてふさわしい商号とするべく、定款第1条（商号）について変更を行うものであります。

今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開を見据え、新たな事業機会に挑戦するべく、当社の新規事業としてビットコイン・トレジャリー事業を開始することとし、また、将来的には（主にビットコイン・トレジャリー事業及びその関連事業に伴う）金融関連事業の開始も視野に入れるため、定款第2条（目的）について事業目的の追加・変更等を行うものであります。

2. 発行可能株式総数の増加

・変更の目的：今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開を見据え、機動的な資金調達を可能にするため、定款第6条（発行可能株式総数）について発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。

3. 種類株式に関する規定の新設等

・変更の目的：今後の資本政策の柔軟性を高め、資金調達の選択肢の多様化を図るため、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に関する規定を新設するものです（なお、各種類株式に関する規定に係る定款変更は、各種類株式の導入に備えた制度的枠組みを整備するものでありますが、現時点で各種類株式の発行について具体的な計画が進行しているわけではなく、かかる発行が行われるかどうかは未確定です。もっとも、当社は、資金調達の選択肢を検討するため、直ちに投資銀行又は証券会社との協議を開始する予定です。）。将来の機動的な資金調達の検討の可能性や情報の透明性の観点から、各種類株式に関する規定を新設するものですが、今後の検討に伴い、これらの種類株式に係る定款上の規定を修正する必要がある場合には、さらに定款を変更する可能性があります。

4. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は、堀田丸正株式会社と称し、英文ではMARUSHO HOTTA CO.,LTD.と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、 <u>Bitcoin Japan株式会社</u> と称し、英文では <u>Bitcoin Japan Corporation</u> と表示する。
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～18. (条文省略) 19. 有価証券の売買および運用 20. ～22. (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 23. 前各号に附帯する一切の業務	(目 的) 第2条 (現行どおり) 1. ～18. (現行どおり) 19. 有価証券の取得、保有、売買および運用 20. ～22. (現行どおり) <u>23. 金融商品取引に関する事業</u> <u>24. 金融に関する事業</u> <u>25. 有価証券の売買等の媒介、取次および代理ならびに投資顧問業および投資運用業</u> <u>26. AI、ビットコインのマイニングおよびクラウド一般向けのデータセンターの開発およびリースに関する事業</u> <u>27. Web 3 サービスおよびブロックチェーン技術に係るコンサルティング事業</u> <u>28. ビットコインへの投資・保有・運用</u> <u>29. ビットコインを使った資産運用</u> <u>30. ビットコインに関連・付随する業務全般</u> <u>31. 前各号に附帯する一切の業務に対する投資または融資</u> 32. 前各号に附帯する一切の業務

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>238,561,392株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 238,561,392株 A種種類株式 250,000株 B種種類株式 250,000株 C種種類株式 250,000株 <u>(A種種類株式)</u>
(新 設)	<u>第6条の2</u> <u>1. 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第11項までに定めるものとする。</u> <u>2. 配当金</u> (1) 当社は、第44条第2項に基づき毎年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下本条において「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下本条において「A種種類株主等」という。）に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義される。）相当額に当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6%を上限とし、以下本条において「A種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「A種配当金」という。）を行う。ただし、当該配当に係る基準日が属する事業年度において次項に定めるA種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該A種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれるA種種類株式1株当たりの金額をいう。

現行定款	変更案
	(2) <u>ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、前号に従い計算されるA種配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、前号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する（本号に従い累積する金額を以下本条および第6条の5において「A種累積未払配当金」という。）。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。）までの実日数につき、年率1.0%の利率の単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。当会社は、A種累積未払配当金については、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u>

現行定款	変更案
	(3) <u>当会社は、普通株式を有する株主（以下本条において「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下本条および第6条の5において「普通株主等」という。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株主等に対し、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「A種参加型配当金」という。）を、第6条の5第1項に定める支払順位に従い行う。なお、A種参加型配当金の額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>3. 中間配当金</u> <u>当会社は、第44条第2項に基づき毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株主等に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「A種中間配当金」という。）を行う。ただし、ある事業年度におけるA種中間配当金の額は、当該事業年度におけるA種配当金の額を超えないものとする。</u>

現行定款	変更案
	4. 残余財産の分配 (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第6条の5第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。 (2) A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。 5. 議決権 (1) A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (2) 当会社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会決議を要しない。 6. 普通株式を対価とする取得請求権 A種種類株主は、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該A種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式（以下本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、金銭の交付は行わない。

現行定款	変更案
	<u>7. 金銭を対価とする取得請求権</u> <u>A種種類株主は、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該A種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭（以下本条において「請求対象額」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において「金銭対価取得請求」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、請求対象額を当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>

現行定款	変更案
	8. <u>普通株式を対価とする取得条項</u> <u>当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、A種種類株式の全部または一部を取得すること（以下本条において「普通株式対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式を、A種種類株主に対して交付するものとする。また、普通株式対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、金銭の交付は行わない。</u> <u>A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</u>

現行定款	変更案
	<u>9. 金銭を対価とする取得条項</u> <u>当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得すること（以下本条において「金銭対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</u> <u>10. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> <u>当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u> <u>11. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u> <u>(1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合または分割を行わない。</u>

現行定款	変更案
	<u>(2) 当会社は、A種種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u> <u>(3) 当会社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>
(新 設)	<u>(B種種類株式)</u> <u>第6条の3</u> <u>1. 当会社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第8項までに定めるものとする。</u> <u>2. 配当金</u> <u>(1) 当会社は、第44条第2項に基づき毎年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下本条において「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下本条において「B種種類株主等」という。）に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義される。）相当額に当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6％を上限とし、以下本条において「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「B種配当金」という。）を行う。ただし、当該配当に係る基準日が属する事業年度において次項に定めるB種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該B種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれるB種種類株式1株当たりの金額をいう。</u>

現行定款	変更案
	(2) <u>ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種配当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、前号に従い計算されるB種配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、前号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する（本号に従い累積する金額を以下本条および第6条の5において「B種累積未払配当金」という。）。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）から累積額がB種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。）までの実日数につき、B種種類配当率を基準として当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。当会社は、B種累積未払配当金については、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うB種累積未払配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u>

現行定款	変更案
	(3) <u>B種種類株主等に対しては、B種配当金およびB種累積未払配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。</u> 3. <u>中間配当金</u> <u>当会社は、第44条第2項に基づき毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「B種中間配当金」という。）を行う。ただし、ある事業年度におけるB種中間配当金の額は、当該事業年度におけるB種配当金の額を超えないものとする。</u> 4. <u>残余財産の分配</u> (1) <u>当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第6条の5第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</u> (2) <u>B種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u> 5. <u>議決権</u> <u>B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>

現行定款	変更案
	<u>6. 金銭を対価とする取得条項</u> <u>当会社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得すること（以下本条において「金銭対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。</u> <u>7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> <u>当会社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u> <u>8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u> <u>(1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合または分割を行わない。</u> <u>(2) 当会社は、B種種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u>

現行定款	変更案
	(3) 当社は、B種種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
(新 設)	(C種種類株式) 第6条の4 1. 当社の発行するC種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。 2. 配当金 (1) 当社は、第44条第2項に基づき毎年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種種類株式を有する株主（以下本条において「C種種類株主」という。）またはC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下本条において「C種種類株主等」という。）に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、当該C種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義される。）相当額に当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6%を上限とし、以下本条において「C種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「C種配当金」という。）を行う。ただし、当該配当に係る基準日が属する事業年度において次項に定めるC種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該C種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれるC種種類株式1株当たりの金額をいう。

現行定款	変更案
	(2) <u>ある事業年度に属する日を基準日としてC種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るC種配当金につき本号に従い累積したC種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るC種配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、前号に従い計算されるC種配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、前号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する（本号に従い累積する金額を以下本条および第6条の5において「C種累積未払配当金」という。）。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）から累積額がC種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。）までの実日数につき、C種種類配当率を基準として当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。当会社は、C種累積未払配当金については、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うC種累積未払配当金に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u>

現行定款	変更案
	(3) <u>C種種類株主等に対しては、C種配当金およびC種累積未払配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。</u> 3. 中間配当金 <u>当会社は、第44条第2項に基づき毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種種類株主等に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「C種中間配当金」という。）を行う。ただし、ある事業年度におけるC種中間配当金の額は、当該事業年度におけるC種配当金の額を超えないものとする。</u> 4. 残余財産の分配 (1) <u>当会社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、第6条の5第2項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、当該C種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</u> (2) <u>C種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u> 5. 議決権 <u>C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>

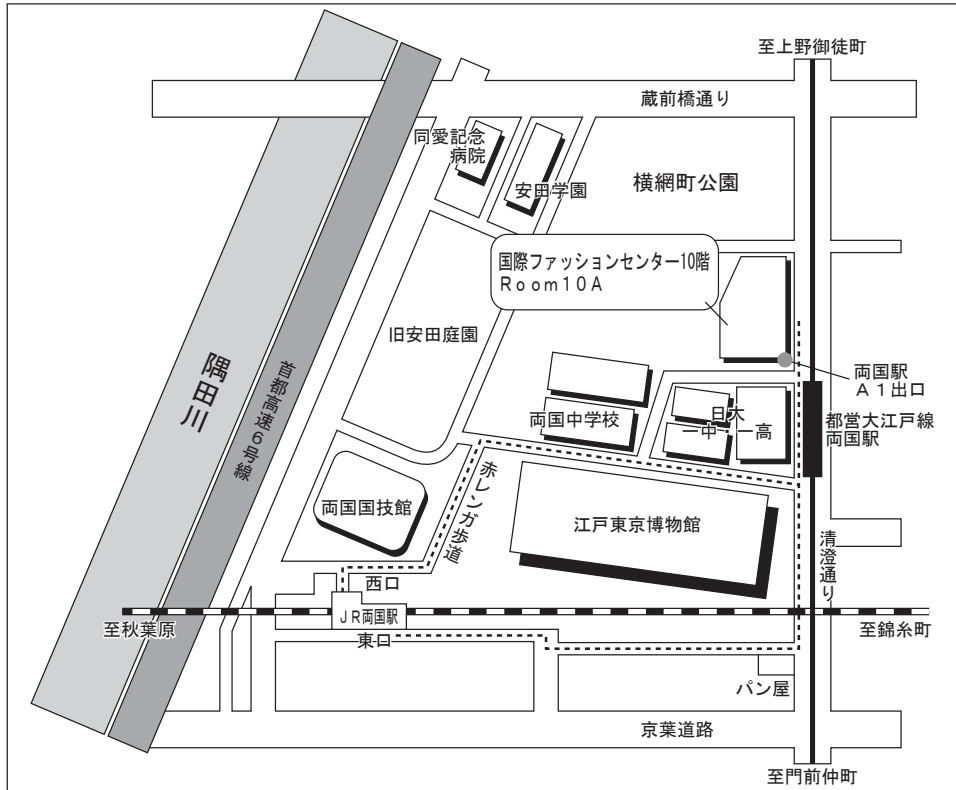
現行定款	変更案
	6. 普通株式を対価とする取得請求権 <u>C種種類株主は、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該C種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式（以下本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、金銭の交付は行わない。</u> 7. 金銭を対価とする取得条項 <u>当会社は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、C種種類株式の全部または一部を取得すること（以下本条において「金銭対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、当該C種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>C種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、C種種類株主から取得すべきC種種類株式を決定する。</u>

現行定款	変更案
	<u>8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> <u>当会社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u> <u>9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u> <u>(1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種種類株式について株式の併合または分割を行わない。</u> <u>(2) 当会社は、C種種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u> <u>(3) 当会社は、C種種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>
(新 設)	<u>(優先順位)</u> <u>第6条の5</u> <u>1. A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式および普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金が第1順位、A種配当金およびA種中間配当金が第2順位、B種累積未払配当金が第3順位、B種配当金およびB種中間配当金が第4順位、C種累積未払配当金が第5順位、C種配当金およびC種中間配当金が第6順位、普通株主等に対する剰余金の配当およびA種参加型配当金が第7順位とする。</u> <u>2. A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、C種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。</u>

現行定款	変更案
	<u>3. 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u>
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式、B種種類株およびC種種類株式の単元株式数は、それぞれ1株とする。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(新 設)	<u>(種類株主総会)</u> <u>第19条の2</u> <u>1. 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</u> <u>2. 第14条第3項、第15条、第17条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会について準用する。</u> <u>3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u>

以 上

会場のご案内



交通機関

J R総武線「両国駅」下車

東口改札 改札を出て左折、線路沿い直進し、つきあたり
(清澄通り)を左折。徒歩約7分

西口改札 両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者道路
(赤レンガ歩道)に沿って徒歩約7分

地下鉄都営大江戸線「両国駅」下車

「A1」出口直結